

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第一編 MSAの受入れと再軍備の進展

第二章 再軍備の進展

日本再軍備の計画が本年どのように進展したかは、次にかかげる諸事実によって明かである。

再軍備計画と戦力論

(一)木村保安庁長官は一月一八日西宮市郊外の宿舎で記者団と会見し「自力防衛」の急務などにつき次のように語った。

一、明年度予算の運用にあたって主眼とするところは保安庁の実質的内容を充実させることである。今後はどうしても技術的研究をさらに強化するとともに、保安庁所属の学校を充実させたい。今後の行き方として技術的面と訓練の面での向上に努力する。訓練のためには演習地がいるが、北海道、九州へ一つずつつくる。この演習地の予算は二八億である。演習地は入植者の少いところを選ぶが、止むを得ず退去してもら入植者にはできるだけ損害補償をする。また飛行機は通信連絡用として軽飛行機とヘリコプターをもつ。警備隊が使用する警備船は一五〇億の予算で一六〇〇トン級二隻、一〇〇〇トン級三隻を建造する。設計には民間専門家も囑託として参加させるが、必要ならこのための委員会をつくる。このほか保安隊の病院を東京、札幌、福岡の三カ所につけるとともに各部隊駐留地にも小さい病院を置く。

一、自衛力とは広義に解釈すれば一国の経済力、武力、精神力を総合したもので、武力だけを増大しても真の戦力にはならない。一体現段階において日本はどうあるべきかということについて国民は安易になりすぎている。国際関係の微妙な情勢をよく掌握すれば自ら結論が出ると思う。もしまかりに日本に直接侵略があったとしても、日本は憲法第九条によって戦力をもつことは出来ないの日本防衛には安保条約によって米国の手で行われることになっている。私の考えではおそらく直接侵略は単独に行われることはない。必ず間接侵略が同時に行われるものとみている。治安態勢の強化もこれを考えて行わねばならない。しかしいつまでも日本の防衛を米国に依存するようでは真の独立とはなり得ないから、一日も早く国力を回復して自からの手で日本を守る必要がある。それが何年先に出来るかは今のところ予測出来ない。ただ今日の情勢では日本一国の手によって日本を守ることは到底出来ない。したがって日本の防衛は諸外国との集団防衛に依存しなくてはならない。また日本の防衛の重点を空、海、陸のいずれに置くかだが私個人としてはまず航空機を備えることだと思ふ。しかし、このため現在の保安隊(第一幕僚監部)警備隊(第二幕僚監部)のほかに第三幕僚監部のようなものを設ける考えはない。また防空部隊を設けることも考えていない。今度外国から買う飛行機も軍用機ではなく戦闘用のものではない。

一、アイゼンハワー氏が米国大統領に就任した結果、どんな影響を日本に及ぼすかについては、基本的には米国の外交政策には変化はないと見ている。アジアの防衛についてはアジア人の手でうんぬんという話だが、恐らくアジア人だけにアジアの防衛を任すことは考えてないだろう。ことに日本には現在武力はないのだからもし日本が共産主

義国の侵略を受け、占領されるとすればアジアは直ちに赤化されることになりかねないので、日本を護ることは日本だけではなく世界平和のためにもなるわけだ。この意味でアイゼンハウアー氏は日本を捨てることはあるまい。

(二)保安庁では極秘のうちに「警備五ヶ年計画案」(今まで「防衛」五ヶ年計画といわれていた)を作成、六月初めにはすでに首相の許に提出されていると伝えられた。その内容は次のとおりで伊関外務省国際協力局長が一月渡米したときアメリカ国防当局と下打ち合せを行ってきたものであるが、政府はこれは木村私案または保安庁研究試案であって政府の正式見解ではないという態度をとった。

一、MSAによる対日援助を二億ドル程度と想定する。防衛分担金の漸減にともない、保安庁費を漸増する。

一、五年後(昭和三二年度)に保安隊二〇万人程度、警備隊用艦船十数万トン、航空部隊千数百機(ジェット機約半数)を実現することを目標とする。この場合保安隊は現在の服務年限二カ年を三カ年とする。しかし募集に当っては徴兵によらず、あくまで志願制度でいくことを建前とする。

(三)吉田首相は六月一九日衆議院本会議で有田八郎議員の質問に答え、次のように述べた。

一、従来終戦直後あるいは戦時中ソヴェトの間接侵略というか、とにかく侵略についてはいろいろうわさが絶えず行われていた。例を申せば、暗夜ひそかにソヴェト軍というかソヴェトのスパイが潜航艇で日本沿岸、当時は秋田と聞いておったように思うが、秋田地方に上陸した、北海道の北辺に、ある設備をなした、あるいはソヴェトの飛行機が北辺を脅かしたとかいううわさのためにたえずわれわれは脅かされていた。ソヴェトの侵略は究極において日本を目標としている。朝鮮に次いで危険を感ずべきものは日本である。

一、朝鮮戦争は決して外国の戦争ではないといわれた。日本の防衛をどうしたらいいか、日本の経済力、国力からいって独立の軍隊、海軍、空軍をもつことは許さないが、直接か間接か、とにかく共産主義国の日本に対する方針ははなはだ顕著なるものがあるかにいわれて、私どもはこれに対して日夜ひそかに心を悩ましていたのである。しからばいかにして日本の防衛を完全にするか、ここに考えられることは日米安全保障条約である。直接侵略は一応これによって日本の防衛が完全であると信ずるが間接侵略については決して今なお安心していない。何分共産主義国は日本の隣りであり、しかも日本海もしくは支那海をへだてて日本の南北にわたるこの長い島を守るについてはいずれの所からでも侵入し得られるような地理的状态にある。

一、社会保障制度を完全にすればという話はごもつともだが、これには日本の国力や経済力、財政力が許すならばいたしたいが今日これを許さない。
一、保安隊の経費にしても極力縮減をはかり、今年の予算においても昨年よりも収縮しておる状態である。

一、しかしこれは国外の環境、外国との関係で、侵略と申すのは言葉がおかしいが、共産主義国がどういう態度に出るか、国際情勢ははかるべからざるものがあるから、いかなる場合においてもふやさぬとは申さぬが、現在の状態、現在の環境においてはこの程度にとどめたい。日本としては自由国家群に協力してその防衛力、勢力がますます強くなり日本を含めた太平洋の安全が保障せられるようにあくまでも国連、あるいは自由国家に協力をいたすことが条約上の義務であると考える。

(四)木村保安庁長官は六月二七日衆議院内閣委員会で島上善五郎議員が「警備五カ年計画」を資料として提出すべきではないかと質問したのに対し次のように答えた。

警備計画は保安庁の保安局にこういうものを作ってはどうかとって作らせたものである。正式な計画を作るには各省と連絡して作らなければならない。私の試案は将来の警備計画はどうすればよいかについてその見当をつけるためのもので庁議で決定したわけではなく、この提出には慎重に考えたい。単なる逃げ口上でこう申しているのではない。

(五)八月四日の衆議院外務委員会で木村保安庁長官は保安隊の強化とアメリカ軍隊の撤退との関係について、自由党佐々木盛雄委員との間に次のような応答をおこなった。

(佐々木)保安隊が外敵に当るべきは当然で、この際保安立法を改正せよ。

(木村長官)率直にいうと保安庁法はなるべく早く改正したい。その主たる義務は国内治安で同時に外敵にも対抗するようにすべきだと考える。保安隊の名前はそのままできると考える。

(佐々木)どの程度の防衛力をもちたいと考えるか。どの程度にしたら米軍に引揚げてもらえると思うか。

(木村長官)在日米軍は海空軍をも含めた大きな装備をもっている。一切これに代るものを持ちたいということは到底できない。米国の考えていることは地上部隊の引揚げである。保安隊を何万ふやしたら米軍引揚げに即応できるかの計算はむずかしい。目下研究中だ。

(六)木村保安庁長官は八月二七日の記者会見で次のように語り、保安庁法の改正を強調した。

保安庁法の改正はかねての持論でありぜひ実施したい。ただ、こんどの国会に改正案を提出するかどうかはその時の情勢次第だ。さる二五日吉田首相と小笠原蔵相と会談した際にも防衛力漸増の方式についての私の考え方を申しのべたが、これに対し首相は賛成とも反対とも意思表示はしなかった。明年度の保安庁経費をどれだけふやすかは、まだ蔵相と話しあっていないが、こんどの予算案には多少の保安隊の増員はふくまれると思う。MSAの交渉過程で保安隊増強の具体的問題が生じたら、関係閣僚会議をひらいて漸増方式について検討したい。もちろんMSA援助と防衛力漸増の政府の方針決定とは直接の関係はないがMSAの交渉経過にもとづいて漸増方針が考えられるわけである。この方針決定はMSA交渉の妥結より早くなると思う。

(七)保安庁では九月一日「防衛五カ年計画」案を作成、政府および自由党政務調査会に提出したが、その内容は次のとおりである。

一、陸上部隊は保安隊を初年度一五万、五年後には二一万とする。この一五万は文官約一万人を含むので形の上では四万増員になるが、戦闘部隊としての保安隊員は三万増員とする。文官一万の増員は調達、建設、補給などの関係者とする。最終年度の二一万のうち三万をレーダー、高射砲部隊などを中心とした「基地防空隊」とする。地上部隊の編成は一管区隊(師団に相当)を一万二〇〇〇ないし七、八〇〇〇とし、一〇管区隊を目標とする。

一、海上部隊は五カ年後の目標を艦艇約一七〇隻、約一四万五〇〇〇トンとする。艦種は軽巡洋艦、駆逐艦を中心とし、船団護衛用一万トン級航空母艦一隻および演習用の潜水艦数隻を含むものとする。

一、空の部隊については五カ年後の飛行機総数を約一四〇〇機とする。このうち第一線機は約八〇〇機でそのまた中心となる常用機は五五〇機程度を目標とする。八〇〇機のうちには補用機約三割を見込む。五五〇機のうちジェット戦闘機を三〇〇余機予定。その他は対潜水艦警戒、攻撃用の長距離機とする。練習機、観測連絡機には約六〇〇機をあてる。

一、以上の計画を実現するための予算措置として初年度は約四〇〇億円を見込む。次年度以降は国民所得の増加につれてその何パーセントかを増額する。

(八)改進黨では九月四日防衛小委員会を開き、次のような「国防基本法」制定の方針を決定した。小委員会は芦田均、鶴見祐輔、清瀬一郎、須磨弥吉郎、千葉三郎らが出席し、重光総裁や松村幹事長は出席していなかったが、保守党の一翼から「自衛軍論」の具体方針が出たことは注目された。

- 一、自衛軍の使命、性格を明かにするため「国防基本法」を制定する。
- 一、この国防基本法には国防軍(仮称)は文民優先として志願兵制を採用し、海外派兵は行わない、などの建軍の目的を明かにする。
- 一、現行の保安庁法を全廃して、これに代るため「国防軍組織法」および「国防省設置法」を制定する。

(九)自由、改進黨の「防衛」方式を調整するため九月二七日吉田、重光両総裁の会談がおこなわれたが、終了後重光は次のような談話を発表、保安庁法を改正して保安隊を「自衛隊」にきりかえ、直接侵略に対抗しうるものとする、自衛力漸増の長期計画をたてることの二点につき了解が成立したことを明らかにした。この吉田・重光会談については、もと三菱銀行会長加藤武男のあっせんが大きな役割を果たし、財界がいかにこの問題についての保守党の一致をのぞんでいるかが示された。

吉田首相との会談の題目は自衛軍の創設の問題で、いろいろの相談の結果つぎの通り意見が一致した。現在の国際情勢および国内に起りつつある民族の独立精神にかんがみ、この際自衛力を増強する方針を明確にし、駐留軍の漸減に即応し、かつ国力に応じた長期の防衛計画を樹立する。これとともに差当り保安庁法を改正し、保安隊を自衛隊に改め、直接侵略に対する防衛をその任務に付加えるものとする。

九月二七日、緒方副総理は右の「自衛隊」について憲法違反にはならないと、次のように語った。

吉田・重光会談の結果、話合いのついた自衛隊は現在の保安隊がそのまま名を改めたものだから合憲で、今すぐ憲法改正の必要はない。ただし将来、今の保安隊以上の大きなものになったら憲法を改正しなければならない。

しかし自由党の佐藤幹事長は一〇月七日、今後憲法の改正が必要になるかもしれないと次のように語っている。

保安隊は自衛隊への切りかえによって直接侵略に対抗できるようになるが、その任務をめぐって今後の発展いかんによっては憲法を改正しなければならぬ時期が到来するかも知れない。その時期に備えて自由党内で検討して見る必要はあるだろう。

(一〇)増原保安庁次長は一〇月六日自由党の総務会に出席し、防衛計画案を次のとおり報告した。

一、理想案としては陸軍一〇〇万人、海軍一五〇万トン、空軍一万機であるが、これには米国からの援助のほか五カ年間で七〇兆一八〇兆円の支出が必要である。

一、保安隊、警備隊の米顧問などの希望を入れた場合の案は陸軍三〇万人、海軍四〇万一五〇万トン、空軍六〇〇〇一七〇〇〇機で、日本側の財政負担は五カ年間で七一兆円とたる。

一、したがって保安庁として日本の財政上実現し得るものとみられる案は陸軍一七、八万一二一、二万人、海軍一四、五万一一六万トン、空軍一〇〇〇一五〇〇機で、これには小規模の護送船団を含む、といった陸、海、空の三軍の均衡のとれたいわゆる三軍主義による案である。これには五カ年で一兆円を必要とする。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
